

町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業 民間収益事業に係る基本協定書(案) 新旧対照表

| No | 頁 | 章 | 条 | 1 | 民間収益事業に係る基本協定書(案)(2024年4月1日公表) | 頁 | 章 | 条 | 1 | 民間収益事業に係る基本協定書(案)(修正版)(2024年6月7日公表) |
|----|---|-----|-----|---|---|---|-----|-----|---|---|
| 1 | 1 | 第1章 | 第2条 | | [記載無] | 1 | 第1章 | 第2条 | 7 | (A)乙は、甲とSPCとの間で「町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業 事業契約書」(以下「事業契約」という。)が締結された後、速やかに、民間収益事業を行う者と乙との間において、民間収益事業の実施等に関する契約又は協定若しくはこれらに代わる覚書等を締結するものとする。また、当該契約等の締結後、速やかに、当該契約書等の写し等を証する書面を、甲に提出するものとする。 |
| 2 | 2 | 第1章 | 第3条 | 3 | 甲とSPCとの間で、「町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業 事業契約書」(以下「事業契約」という。)の締結に至らなかった場合には、甲と乙は、当該事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、この場合においても、第8条、第12条、第13条、第14条、第17条及び第19条の規定の効力は存続するものとする。 | 2 | 第1章 | 第3条 | 3 | 甲とSPCとの間で、事業契約の締結に至らなかった場合には、甲と乙は、当該事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、この場合においても、第8条、第12条、第13条、第14条、第17条及び第19条の規定の効力は存続するものとする。 |